

2 出生率の決定要因と継続就業

次に、出生率がどのような要因で決まるのか、また希望出生率と実際の出生率の差は何によってもたらされているか、出生を阻害する要因や、継続就業と結婚・出生といったライフイベントの関係を整理する。

●我が国の合計特殊出生率の低下要因は、特に未婚率の上昇の影響が大きい

我が国の継続的な合計特出生率の低下は、どのような要因によるものか確認する。まず、初婚どうしの夫婦が15～19年の結婚生活を経た後の子数（完結出生児数）をみると、完結出生児数は、1972年から2002年までは、ほぼ横ばいであり2.2程度で推移していた。2005年以降、低下傾向がみられるものの、2015年においても、2は下回るものの、1.94という水準となっており、結婚した夫婦の子どもの数は大きくは減っていない（第3-2-4図（1））。

では、合計特殊出生率が低下している要因は何か。ここで、女性の未婚割合をみる（第3-2-4図（2））。25～29歳の女性の未婚割合は、80年には25%程度であったが、その後上昇が続き、2000年には過半が未婚となった。その後も未婚割合の上昇は続き、2015年には約6割が未婚となっている。30～34歳の未婚割合についても、90年までは1割程度であったが、その後上昇が続き、2005年には3割を上回った。35～39歳についても、80年には6%程度にすぎなかったが、2000年には1割を上回り、その後上昇が続き、2015年には2割程度が未婚となっている。我が国は、非嫡出子の割合が3%未満と諸外国に比べて低いこともあり、未婚男女の増加は、そのまま出生率の低下につながっている。

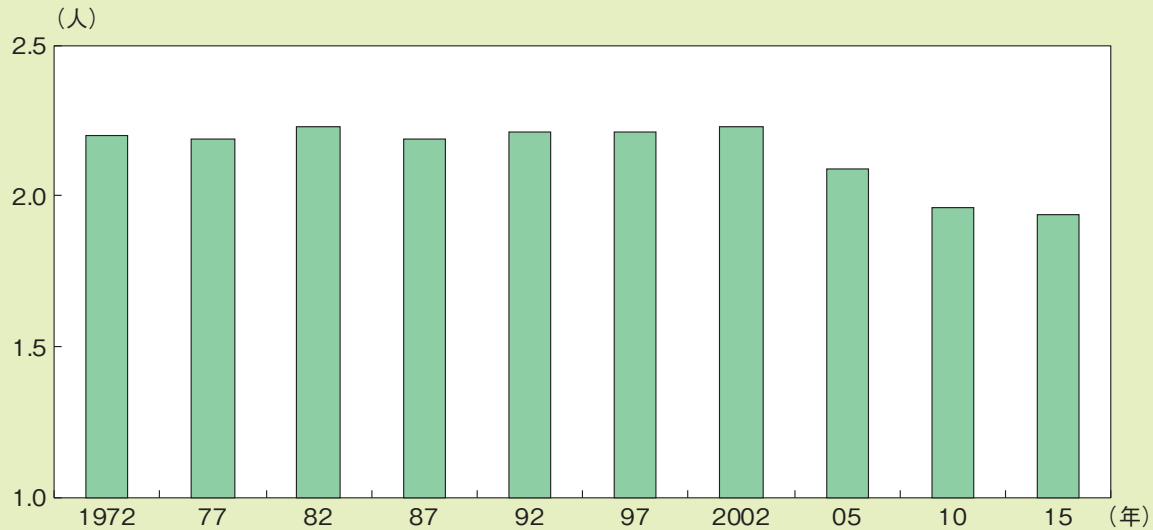
こうしたことを背景に、少子化対策の一環として、これまでの子育て支援策に加えて、近年では結婚支援も行われている²¹。例えば、2020年5月に決定された「少子化社会対策大綱」では、地方自治体が行う出会いの機会・場の提供などの結婚支援の取組を支援することや、AIを活用したシステムを併用した結婚支援などが挙げられている。

注 (21) 内閣府（2016）では、平成25年度・26年度に予算措置された地域少子化対策強化交付金により、各地方公共団体の少子化対策の新規事業の立上げが実現し、特に、結婚支援の取組が進んだことを指摘している。また、現行の地域少子化対策重点推進交付金の令和2年度当初予算は9.5億円、令和元年度補正予算は11.5億円である。これらにより、地域少子化対策重点推進事業による優良事例の横展開支援、結婚新生活支援事業を行っている。

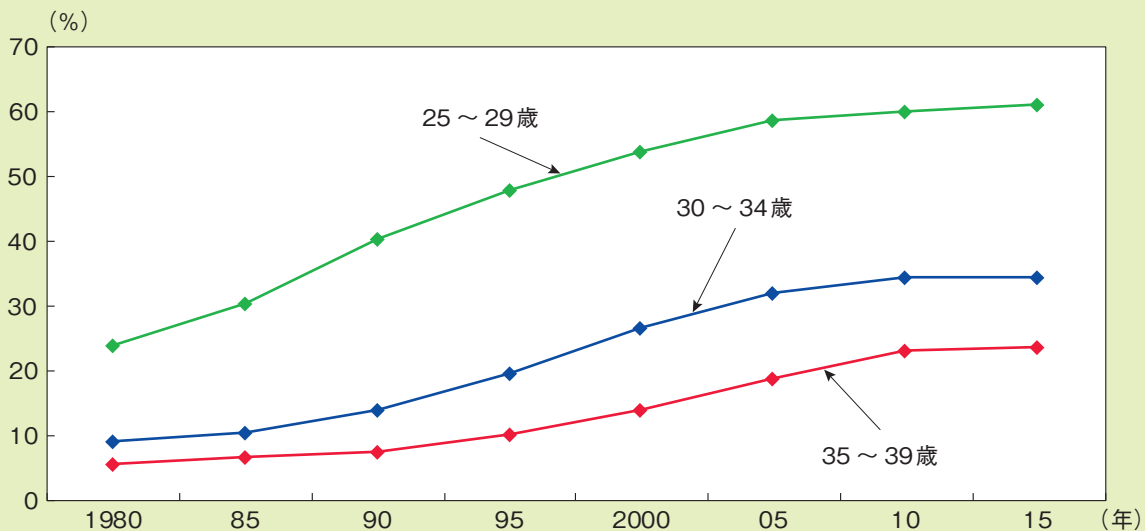
第3-2-4図 出生率低下の要因

我が国の合計特殊出生率の低下要因は、特に未婚率の上昇の影響が大きい

(1) 夫婦の完結出生児数の推移



(2) 女性の未婚割合の推移



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」、総務省「国勢調査」により作成。
 2. (1)の年次は、出生動向基本調査を行った調査年次。完結出生児数は結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦の平均出生子ども数（出生子ども数不詳の夫婦を除いた集計値）。
 3. (2)の年次は、国勢調査を行った調査年次。

● 未婚率は上昇しているが、独身者の約9割がいずれは結婚を希望

こうした中、政府においては、引き続き、「希望出生率1.8」の実現に向けた取組が進められている。希望出生率とは、若い世代²²における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう場合に想定される出生率である（第3-2-5図(1)）。独身者のうち、いずれは結婚を希望する者

注 (22) 希望出生率を計算する際には、夫婦の予定する子ども数については、妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象に、それ以外は18～34歳の女性回答者の調査結果を用いている。

の割合は、緩やかに低下傾向にあるものの、今でも約9割が希望している（第3-2-5図(2)）。また、同調査における未婚女性の希望する子どもの数をみると、2010年では2.1、2015年には2.0とこの20年でほぼ変わっておらず、平均的に2人程度の子どもの持ちたいという希望も変わっていない（第3-2-5図(3)）。希望出生率の計算根拠となっている夫婦の予定子ども数も、2010年の「出生動向基本調査」によれば2.0を上回っている。

この希望出生率の実現を阻んでいる要因の一つは、結婚を希望する者が9割程度であるにもかかわらず、先にみた通り、結婚をしていない人の割合が高まっていることである。国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」の独身者向け調査によると、25～34歳の男女ともに「適当な相手にめぐりあわない」ことを挙げる者が多いほか、男性については、「結婚資金が足りない」と回答する割合も高い。前述の通り、前者については、出会いの場の提供など結婚支援の取組も進められており、また、後者については、若い世代の経済的基盤の安定に向けて、就労支援、非正規雇用労働者の正社員転換等の雇用の安定を進めることで、結婚を希望する者を後押しすることが重要である。

希望出生率の実現を阻んでいるもう一つの要因は、夫婦が希望通りの子どもの数を持っていないことである。予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうし夫婦（妻が50歳未満）への調査結果から、年齢階級別に出産をためらう理由について確認すると、いずれの年齢階級においても、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことを理由として挙げている者が最も多くなっている（第3-2-5図(4)）。年齢階級別にこの理由を選択した割合をみると、30歳未満及び30～34歳では8割程度となっており、若年世代を中心に子育て・教育の費用負担を理由として挙げている。

この点については、近年、子育て世帯への経済的支援が拡充されている。例えば、児童手当制度の充実（2012年4月～）²³、幼児教育・保育の無償化（2019年10月～）²⁴、低所得者世帯に対する高等教育の就学支援（2020年4月～）²⁵などが行われている。なお、35歳以上では、高年齢での出産を忌避した回答も比率が高く、特に40～49歳では、約半数が回答している。こちらについては、特に晩婚化が進むことで、出生数が減少している面もある²⁶。その他、育児の心理的・肉体的負担について言及する回答が30歳代で一定程度みられるほか、家の狭さや仕事への支障を指摘する回答割合も2割程度ある。

- 注 (23) 児童手当については、2012年4月以降、それまでの子ども手当の支給対象・支給額も踏まえ、0～3歳未満及び小学校修了前までの第3子に月額15,000円、3歳～中学生に月額10,000円の支給（所得制限あり）に変更されている。また、所得制限に該当した世帯には、5,000円の特例給付が支給されている。
- (24) 3～5歳児クラスについては、幼稚園（月額25,700円まで）、保育所、認定こども園が無償となるほか、無認可保育所についても月額37,000円まで無償となる。また、住民税非課税世帯は0～2歳児クラスも対象。
- (25) 住民税非課税世帯の学生を対象に、授業料減免措置（国公立大学授業料年額約54万円、私立大学授業料年額約70万円）を実施し、減免に要する費用を公費から支出。また、住民税非課税世帯を対象とした給付型奨学金を国公立大学の自宅生は年額約35万円、自宅外生は年額約80万円支給。
- (26) 日本産科婦人科学会「倫理委員会 登録・調査委員会報告」によると、不妊治療の件数は増加傾向にある。

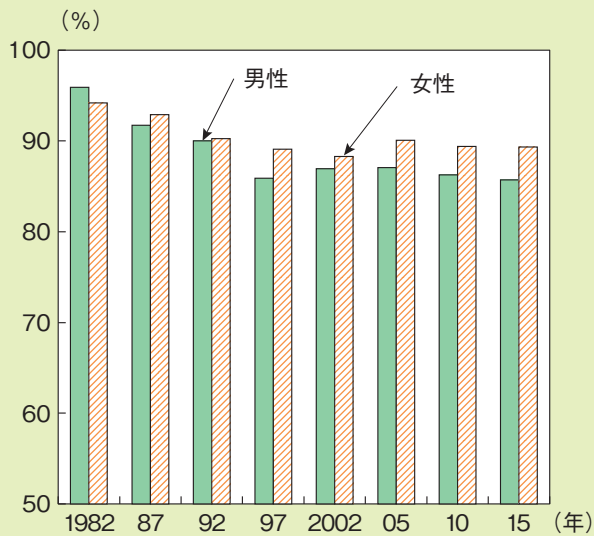
第3-2-5図 希望出生率と結婚

未婚率は上昇しているが、独身者の約9割がいずれは結婚を希望

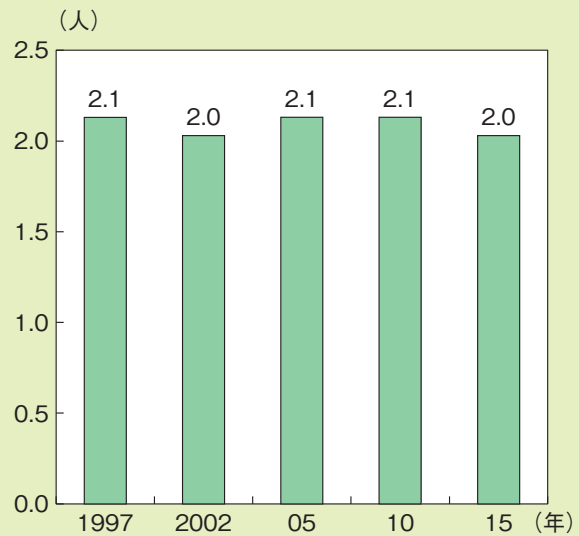
(1) 希望出生率の定義式

$$\begin{aligned}
 \text{希望出生率} &= (\text{有配偶者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数} \\
 &\quad + \text{独身者割合} \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \times \text{独身者の希望子ども数}) \\
 &\quad \times \text{離死別等の影響} \\
 &= (34\% \times 2.07 \text{人} + 66\% \times 89\% \times 2.12 \text{人}) \times 0.938 \\
 &= 1.83 \\
 &\approx 1.8 \text{程度}
 \end{aligned}$$

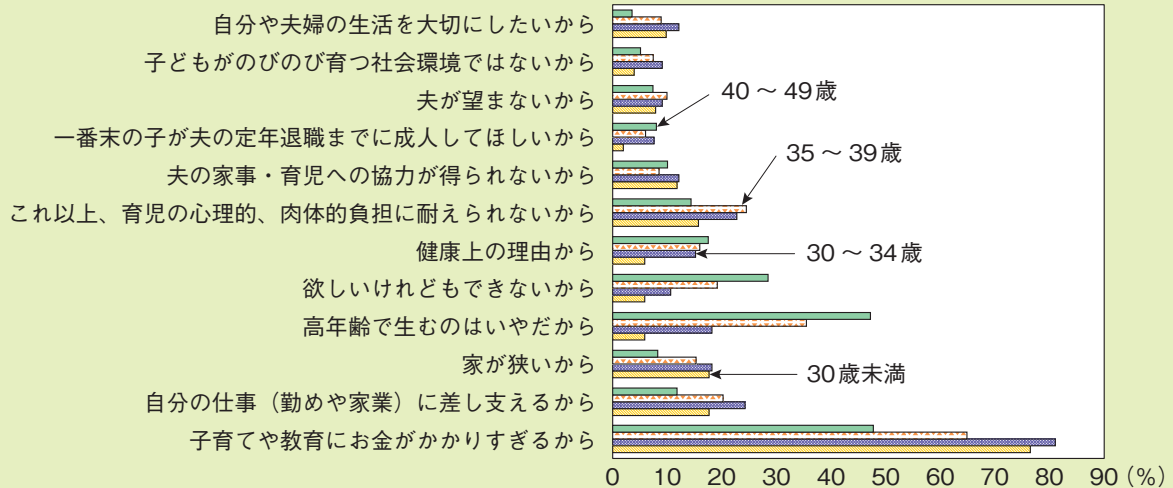
(2) 未婚者の生涯の結婚意思



(3) 未婚女性の平均希望子ども数



(4) 理想の子ども数を持たない理由 (2015年)



(備考) 1. (1) は内閣府「平成28年版少子化社会対策白書」、(2) ~ (4) は国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により作成。
 2. (1) は、総務省「国勢調査(平成22年)」、国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(平成22年)」、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」を基に計算。
 3. (2) は、18~34歳の未婚男女が対象。設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」(1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない)について、1を回答した割合。2015年のサンプル数は男性が2,705人、女性が2,570人。
 4. (3) は、18~34歳の生涯の結婚意思がある未婚女性を対象。平均希望子ども数を抽出。
 5. (4) の対象は、予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦(妻が50歳未満)。複数回答のため、合計値は100%を超える。

●第1子出産時に3割が退職し、4割弱が就業を継続するが、正規とパートの間に違い

次に、結婚・出産といったライフイベントと就業の関係について考察する。まず、結婚によって就業状態がどのように変化するかを確認しよう。結婚前後の妻の就業変化を1980年代後半、90年代後半、2000年代後半、2010年代前半で比較すると、80年代後半には37%程度が結婚を機に退職していたものの、2010年代前半では17%程度まで低下している（第3-2-6図(1)）。一方、結婚後も就業を継続する者の割合は80年代後半には6割を下回っていたが、2010年代前半には7割を上回っている。

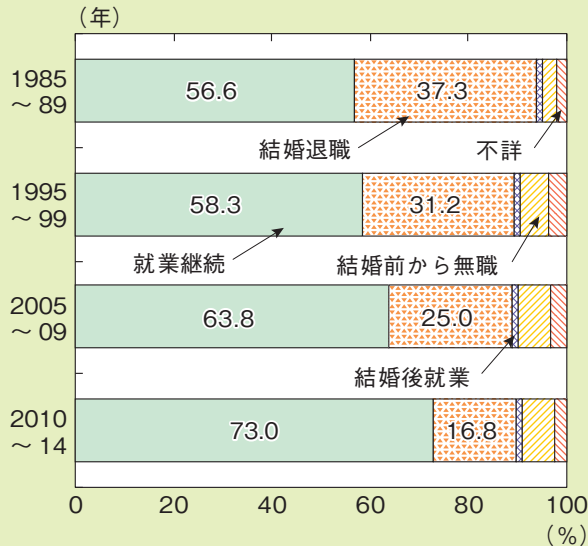
また、第1子出産前後の妻の就業状態の変化をみると、80年代後半には24%程度だった就業継続が、2010年代前半には4割近くまで上昇している。そのうち、育児休業を利用した就業継続者の割合は、5.7%から28.3%まで高まっている（第3-2-6図(2)）。しかし、結婚を要因とした退職は減少しているものの、出産を機に退職する者の割合は3割を上回っており、依然として高い。

次に、第1子妊娠前の従業上の地位別にみた、妻の就業異動パターンを比較しよう。（第3-2-6図(3)）。まず、正規の職員の場合、80年代後半には6割近くが離職していたが、2010年代前半には3割程度にとどまっている。育休を用いた地位継続が過半を超えており、地位継続者に占める育休取得率は約9割となっている。正規の職員については、育児休業の取得がある程度一般化し、継続就業を後押ししている様子がうかがえる。一方、パート・派遣の場合、10年代前半でも75%弱の者が離職しており、育児休業を取得した地位継続の割合は1割程度にとどまっている。正規の職員とパート・派遣の間には、妊娠前後の就業状態に大きな違いがあり、継続就業には雇用形態が大きく影響している。女性の正規化支援については、前節で述べたような取組も進められており、こういったことが継続就業につながっていくことが期待される。

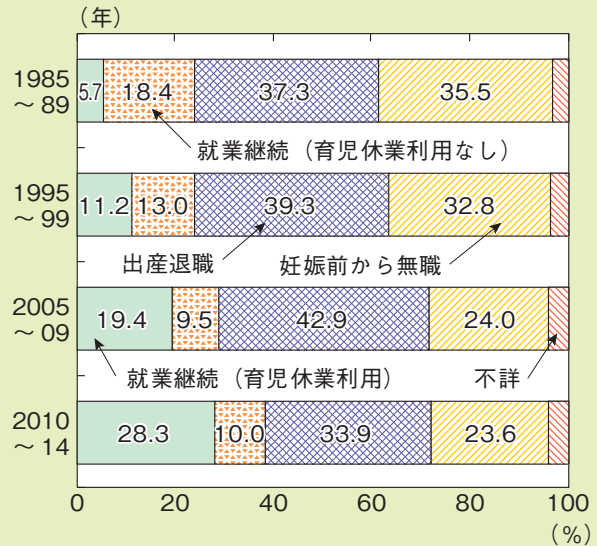
第3-2-6図 結婚・出産と就業

第1子出産時に3割が退職し、4割弱が就業を継続するが、正規とパートの間に違い

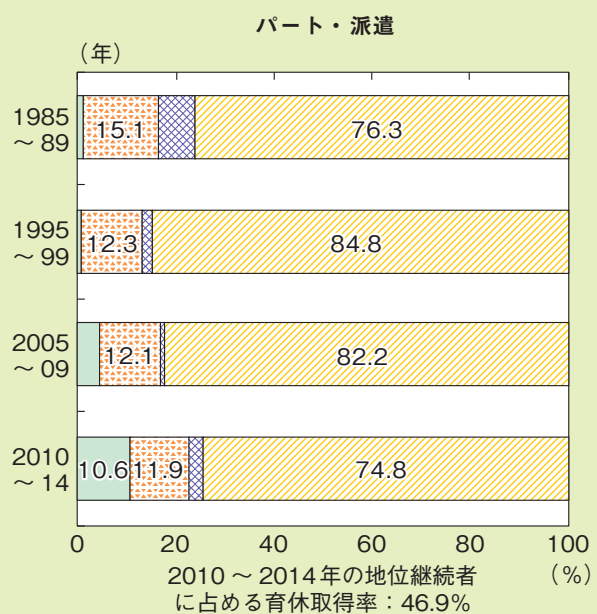
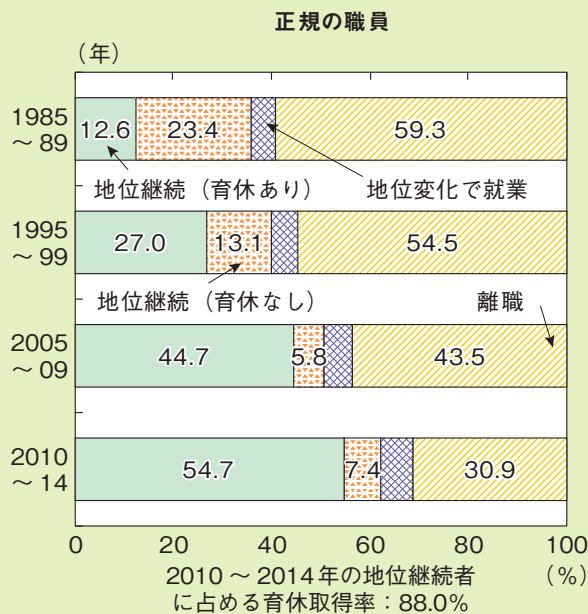
(1) 結婚年別にみた、結婚前後の妻の就業変化



(2) 第1子の出生年別にみた、出産前後の妻の就業変化



(3) 第1子妊娠前の従業上の地位別にみた、妻の就業異動パターン



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」により作成。
 2. (1) は妻の結婚前と結婚直後、(2) 及び (3) は妻の妊娠判明時と子ども1歳時の地位の変化をみたもの。
 3. (3) において、妊娠前に就業している場合、第1子1歳時の従業上の地位が同じ場合を「地位継続」、異なる地位で就業している場合「地位変化で就業」。就業していない場合「離職」とする。また、「地位継続者に占める育休取得率」は、地位継続者のうち、育児休業制度を利用した割合を示す。